

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。</p>	<p>第九条（同上）</p>
<p>2 前項の文書通信交通滞在費（以下単に「文書通信交通滞在費」という。）については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。</p>	<p>2 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。</p>
<p>3 各議院の議長、副議長及び議員は、毎年一回、両議院の議長が協議して定めるところにより、その年において支給を受けた文書通信交通滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書（次項において「収支報告書」という。）を、当該支出に係る領収書の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>4 各議院の議長は、収支報告書の提出を受けたときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該収支報告書を公開しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 各議院の議長、副議長及び議員は、その年において支給を受けた文書通信交通滞在費の総額から、その年において文書通信交通滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、両議院</p>	<p>（新設）</p>

の議長が協議して定めるところにより、当該残余の額に相当する額の文書通信交通滞在費を返還しなければならない。

第十一条 第三条から第六条までの規定は文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第四条第二項及び第五条中「当月分」とあるのは「日」と、第四条の二中「第二条、第三条又は前条第一項」とあるのは「第十一条において準用する第三条、前条又は次条」と読み替えるものとする。

第十一条 第三条から第六条まで（第四条の二を除く。）の規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。